

「橋梁架設工事の積算 平成26年度版」正誤表 2015.4.13版

頁	訂正箇所	誤	正														
P171	3) 合計損料	横取り設備損料 $13,400 \times 2 + 16,200 = 43,000$ 円/供用日 降下設備損料 $9,370 \times 2 + 10,500 = 29,240$ 円/供用日 合計 $72,240$ 円/供用日	横取り設備損料 $15,700 \times 2 + 18,500 = 49,900$ 円/供用日 降下設備損料 $10,100 \times 2 + 11,400 = 31,600$ 円/供用日 合計 $81,500$ 円/供用日														
P227	表2-5-39 足場工 供用日数(トラッククレーンは運転日数)	P225による	P229による														
P245	表2-5-66 単管傾斜足場	とび工 4.1(5.5) 普通作業員 2.9	とび工 4.1(5.6) 普通作業員 2.5														
P248	表2-5-69	<table border="1"> <tr> <td>発電機燃料</td> <td>軽油</td> <td>3,153</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機燃料</td> <td>軽油</td> <td>344</td> </tr> </table>	発電機燃料	軽油	3,153	空気圧縮機燃料	軽油	344	<table border="1"> <tr> <td>発電機燃料</td> <td>軽油</td> <td>3328</td> <td><del>3,153</del></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機燃料</td> <td>軽油</td> <td>376</td> <td><del>344</del></td> </tr> </table>	発電機燃料	軽油	3328	<del>3,153</del>	空気圧縮機燃料	軽油	376	<del>344</del>
発電機燃料	軽油	3,153															
空気圧縮機燃料	軽油	344															
発電機燃料	軽油	3328	<del>3,153</del>														
空気圧縮機燃料	軽油	376	<del>344</del>														
P281	P281 表2-8-21 排水管 代表機労材規格一覧 K1	トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]4.9t吊	トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]4.9t吊														
P454	表2-9-2 諸雑費率(%)	3	4														

「橋梁架設工事の積算 平成26年度版」正誤表 2015.4.13版

頁	訂正箇所	誤	正						
P455	表2-9-4 注) 4.	4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 なお、商用電力を使用した場合は計上しない。	4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 <del>なお、商用電力を使用した場合は計上しない。</del>						
P455	表2-9-5 注) 3.	3. 諸雑費は、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 なお、商用電力を使用した場合は計上しない。	3. 諸雑費は、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 <del>なお、商用電力を使用した場合は計上しない。</del>						
P456	表2-9-6 注) 4.	4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 なお、商用電力を使用した場合は計上しない。	4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 <del>なお、商用電力を使用した場合は計上しない。</del>						
P456	表2-9-7 注) 2.	2. 諸雑費は、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 なお、商用電力を使用した場合は計上しない。	2. 諸雑費は、パソコン機器等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 <del>なお、商用電力を使用した場合は計上しない。</del>						
P520	単価表 第1-14号	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>積算単価</td> <td>17,350</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	積算単価	17,350	円/m <sup>2</sup>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>積算単価</td> <td>17,350</td> <td><del>円/m<sup>2</sup></del> 円/m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	積算単価	17,350	<del>円/m<sup>2</sup></del> 円/m <sup>3</sup>
積算単価	17,350		円/m <sup>2</sup>						
積算単価	17,350		<del>円/m<sup>2</sup></del> 円/m <sup>3</sup>						
P529	単価表 第2-15号								
P538	単価表 第3-11号								

「橋梁架設工事の積算 平成26年度版」正誤表 2015.4.13版

頁	訂正箇所	誤	正																								
P527	単価表第2-8号	<p>施工パッケージ 排水料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件区分</th> <th>標準単価</th> <th>積算単位</th> <th>積算地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>79,770.0</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table>	条件区分	標準単価	積算単位	積算地区	-				-	79,770.0	m <sup>2</sup>	東京都	<p>施工パッケージ 排水料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件区分</th> <th>標準単価</th> <th>積算単位</th> <th>積算地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>79,770.0</td> <td><del>m<sup>2</sup></del></td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">筒所</p>	条件区分	標準単価	積算単位	積算地区	-				-	79,770.0	<del>m<sup>2</sup></del>	東京都
条件区分	標準単価	積算単位	積算地区																								
-																											
-	79,770.0	m <sup>2</sup>	東京都																								
条件区分	標準単価	積算単位	積算地区																								
-																											
-	79,770.0	<del>m<sup>2</sup></del>	東京都																								
P527	単価表第2-8号																										
P535	単価表第3-5号	<table border="1"> <tr> <td>積算単価</td> <td>80,560</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	積算単価	80,560	円/m <sup>2</sup>	<table border="1"> <tr> <td>積算単価</td> <td>80,560</td> <td><del>円/m<sup>2</sup></del></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">円/筒所</p>	積算単価	80,560	<del>円/m<sup>2</sup></del>																		
積算単価	80,560	円/m <sup>2</sup>																									
積算単価	80,560	<del>円/m<sup>2</sup></del>																									
P527	単価表第2-9号																										
P536	単価表第3-6号	<table border="1"> <tr> <td>積算単価</td> <td>20,180</td> <td>円/m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	積算単価	20,180	円/m <sup>3</sup>	<table border="1"> <tr> <td>積算単価</td> <td>20,180</td> <td><del>円/m<sup>2</sup></del></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">円/m<sup>3</sup></p>	積算単価	20,180	<del>円/m<sup>2</sup></del>																		
積算単価	20,180	円/m <sup>3</sup>																									
積算単価	20,180	<del>円/m<sup>2</sup></del>																									
P535	単価表第3-5号	<p>施工パッケージ 排水料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件区分</th> <th>標準単価</th> <th>積算単位</th> <th>積算地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>79,770.0</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table>	条件区分	標準単価	積算単位	積算地区	-				-	79,770.0	m <sup>2</sup>	東京都	<p>施工パッケージ 排水料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件区分</th> <th>標準単価</th> <th>積算単位</th> <th>積算地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>79,770.0</td> <td><del>m<sup>2</sup></del></td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">筒所</p>	条件区分	標準単価	積算単位	積算地区	-				-	79,770.0	<del>m<sup>2</sup></del>	東京都
条件区分	標準単価	積算単位	積算地区																								
-																											
-	79,770.0	m <sup>2</sup>	東京都																								
条件区分	標準単価	積算単位	積算地区																								
-																											
-	79,770.0	<del>m<sup>2</sup></del>	東京都																								
P726	表3-6-75 柱頭部足場工(注)3.	3.柱頭部橋面積は、橋体幅×橋頭部施工長とする。	3.柱頭部橋面積は、橋体幅×橋柱頭部施工長とする。																								

「橋梁架設工事の積算 平成26年度版」正誤表 2015.4.13版

頁	訂正箇所	誤	正
P809	2)PCコンポ橋用足場防護工	足場工費 = (2,738X + 0.162y) × W × K	足場工費 = (2,738X + 0.162y) × W × K × n n:1径間当たりの中間横桁数
P958	5)架設機械器具経費経費単価表2.	2. 設備は横取り…(省略)…計上しない。 尚、セグメントの組立を軌道上、架設桁上で行う場合の引出し設備は、表3-4-40の複合損料を採用する。	2. 設備は横取り…(省略)…計上しない。 尚、セグメントの組立を軌道上、架設桁上で行う場合の引出し設備は、表3-4-43の複合損料を採用する。
P974	3)積算要領	X: 足場を供用している月数(月)(供用月数は少数第1位とし、第2位を四捨五入する)	X: 足場を供用している月数(月)(供用月数は少数第1位とし、第2位を四捨五入する) 足場供用日数(日)
P979	図4-2-16 図中	角材120×120×L etc900~1200	角材120×120×L ctc900~1200
P1054	表4-10-9注)	(追加)	3. ※橋梁特殊工は、その工事に必要な溶接資格を得ている者とする。
P1058	表4-12-1高欄防護柵撤去工歩掛	溶接工	特殊作業員 溶接工
P1110	(3)研削材(グリッド)及びケレンかす回収・運搬	2) 研削材等の運搬工は回収した研削材の運搬作業であり、土砂等運搬工と同等のものとして積算する。	研削材等の運搬工を計上する必要があるが、適用する工種を「土砂等運搬工」と同等することに関して再検討中です。このため上記は(参考)とし、実態に合わせて積算してください。
P1130	第3-1号高欄撤去工内訳書	橋梁世話役	土木一般世話役 橋梁世話役